

平成30年第6回富山県教育委員会議事日程

5月18日（金）午後1時00分

教育委員会室

1 会議録の承認について

平成30年4月17日開催の平成30年第5回富山県教育委員会会議録の承認について

2 報告事項

- (1) とやま科学オリンピック2018の開催について
- (2) 平成31年度富山県公立学校教員採用選考検査について
- (3) 平成30年3月高等学校卒業者の就職状況について
- (4) 県立高校の書道における指導事項の実施状況について

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

- 議案第14号 平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択に係る諮問事項の件
議案第15号 富山県いじめ防止対策推進委員会委員任命の件

とやま科学オリンピック2018の開催について

子どもたちの科学に対する関心を高めるとともに、科学的才能や論理的な思考力、問題解決能力など、子どもたちが持っている様々な力や可能性を伸ばす機会として「とやま科学オリンピック2018」を開催する。

1 日時

- 小学校・中学校部門 平成30年8月4日(土) 9:30~12:00
- 高校部門 平成30年8月9日(木) 9:00~12:45

2 会場

- 小学校・中学校部門
新川会場：富山県立魚津高等学校 富山会場：富山県立富山中部高等学校
高岡会場：富山県立高岡高等学校 砺波会場：富山県立砺波高等学校
- 高校部門
富山大学理学部（五福キャンパス）

3 対象者

- 小学校部門 小学校5年生、6年生
- 中学校部門 中学校1~3年生
- 高校部門 高校1年生、2年生及び中学校3年生
(高等専門学校などの場合は同年次の生徒又は学生)
※中学校3年生は中学校部門と高校部門に同時に申し込み可能

4 内容

- 小学校・中学校部門
 - ・富山の自然や環境、歴史、文化、産業、人物などを背景とし、実生活・実社会と関連する内容を題材とする。
 - ・自然科学(理科、算数・数学)だけでなく人文・社会科学分野の問題にも取り組む。
 - ・検査時間は、小学校・中学校とも120分とする。
- 高校部門
 - ・数学、物理、化学、生物の4分野のうち、いずれか1分野に取り組む。
 - ・数学は個人で筆記問題に、物理・化学・生物は2人1組(同一校とは限らない)のチームで実験・観察等を伴う問題に取り組む。
 - ・検査時間は、各分野とも150分とする。

平成31年度 富山県公立学校教員採用選考検査について

平成30年5月18日
教職員課

1 検査期日および検査内容

検査	期日	一般選考	特別選考				
			身体障害	社会人経験	教職経験	特定資格	国際貢献
第1次検査	7月 21日(土) 22日(日)	1 筆答検査 (1) 専門教科 (2) 教養(I) 2 実技検査 (1) 専門教科 保健体育、音楽、美術の受検者のみ 3 面接 (1) 集団面接	1 筆答検査 (1) 専門教科 2 小論文 3 面接 (1) 個人面接 (2) 集団面接				
第2次検査	8月 25日(土) 26日(日)	1 筆答検査 (1) 教養(II) 2 適性検査 3 実技検査 (1) 水泳検査(泳法自由で25m泳ぐ) 小学校及び特別支援学校小学部の受検者のみ (2) 選択実技検査(体育とオルガン演奏のいずれか一方) 小学校及び特別支援学校小学部の受検者のみ 4 面接 (1) 個人面接					

- 2 検査場所
 第1次 富山県立富山高等学校、富山県立富山いずみ高等学校
 第2次 富山県立富山高等学校、富山県立富山いずみ高等学校、
 富山市立堀川小学校
- 3 採用予定者数 300名程度(特別選考を含む)
- 4 願書交付日 5月9日(水)から
- 5 交付場所等
 ・富山県庁正面案内窓口
 ・東西両教育事務所
 ・県内各市町村教育委員会
 ・富山県首都圏本部、大阪事務所、名古屋事務所
 ・富山くらし・しごと支援センター(有楽町オフィス、大手町オフィス)
 ・富山県のホームページに要項を記載。また、願書をダウンロードして自作することができる。
- 6 願書の受付期間 5月16日(水)から6月1日(金)まで
- 7 結果通知日
 第1次 8月中旬まで
 第2次 9月中旬

平成30年3月高等学校卒業者の就職状況について

(平成30年3月末現在調査)

平成30年5月18日
教育委員会県立学校課
総合政策局企画調整室

平成30年3月高等学校卒業者の3月末現在の就職状況は、就職希望者2,006人に対し、就職者は2,004人、就職率は99.9%（文部科学省発表）となった。

都道府県別の就職率では、富山県が全国第1位であった。

		卒業生数 (a) 人	就職希望者数 (b) 人	就職者数 (c) 人	就職率 (d)=(c)/(b) %	全国就職率 %
30年3月	県全体	9,182	2,006	2,004	99.9 (全国1位)	98.1
	(うち県立)	(7,264)	(1,373)	(1,372)	(99.9)	
〈参考〉 29年3月	県全体	9,107	2,038	2,038	100 (全国1位)	98.0
	(うち県立)	(7,231)	(1,418)	(1,418)	(100)	

平成30年4月27日
富山県教育委員会

県立高校の書道における指導事項の実施状況について

1 事案の概要

(1) 経緯

県立学校の授業 書道について、学習指導要領で定められている指導事項の実施状況に関し、外部から問い合わせがありました。

このため、平成27年度から29年度までの各県立高校の実施状況について調査を行ったところ、その結果は次のとおりでした。

(2) 調査の結果（詳細別紙のとおり）

① 書道Ⅰ（選択必修）の指導事項「漢字仮名交じりの書」について

- ・ 書道Ⅰを開設している学校数 39校
- ・ 「漢字仮名交じりの書」の指導を実施していない学校数 1校

② 書道Ⅱ（選択）の指導事項「篆刻」について

- ・ 書道Ⅱを開設している学校数 20校
- ・ 「篆刻」の指導を実施していない学校数 なし

③ 書道ⅠからⅢ（選択）における上記以外の指導事項について

- ・ 書道ⅠからⅢのいずれかを開設している学校数 39校
- ・ 指導を実施していない事項のある学校数 なし

2 今後の対応

県教育委員会では、これまで、県立学校の授業においては、学習指導要領に基づき、適切に実施するよう指導してきてありますが、このたび不適切な対応があったことは誠に遺憾であります。

全ての県立学校に対して本日付けで再発防止に向けた通知（別添）を発出するとともに、改めて校長会、学校訪問、教育課程講習会、各種研修会などあらゆる機会を通じて、管理職や教員に対して指導を行い、再発防止に取り組めます。また、書道の不適切な指導に関わった者に対して、厳正に対処いたします。

なお、書道Ⅰの「漢字仮名交じりの書」の指導を受けていない生徒に対しては、当該生徒と保護者の方々のご理解をいただいたうえで補充授業を行い、適正な単位認定に向け、努めてまいります。

- ① 書道Ⅰの指導事項「漢字仮名交じりの書」の指導を実施していない学校数 1校

【調査結果】

学校名	指導を実施していない年度 (指導を受けていない生徒数)	指導を実施しなかった理由
高岡高校	平成29年度 (114名)	「漢字の書」の指導に時間を割きすぎた結果、「漢字仮名交じりの書」の指導ができなくなった

※1 書道Ⅰの指導事項は、表現（漢字仮名交じりの書、漢字の書、仮名の書）と鑑賞

- 2 平成28年度までは、「漢字仮名交じりの書」の指導を実施
- 3 補充授業については、現2年生の生徒114名に対して1学期中に実施

【調査方法及び手順について】

- 1 県立高校43校に対して、学習指導要領で定められている指導項目の実施状況を調査（H27年度～H29年度）
 - (1) 書道Ⅰ（選択必修）の「漢字仮名交じりの書」
 - (2) 書道Ⅱ（選択）の「篆刻」
 - (3) 書道における上記以外の未指導項目
- 2 調査回答に対して、さらに詳しい指導内容を、書道教員から直接聞き取り調査
- 3 指導事項の扱いの可否を文部科学省に確認
- 4 県教委として各学校の指導内容を判断

平成30年4月27日

県立学校長 殿

教 育 長

学習指導の適切な実施について（通知）

このことについて、これまでも県立学校の授業においては、学習指導要領に基づき、適切に実施するよう指導してきたところではありますが、このたび県立高校において不適切な対応があったことは誠に遺憾であります。

貴職におかれては、このことを真摯に受け止め、今後このような事態が二度と生じることのないよう、下記のとおり指導の徹底をお願いします。

記

- 1 学校管理下における全ての教育活動が、学習指導要領に即した適切なものとなるよう留意する。
- 2 年度当初に、各教科・科目の「学習指導計画」及び「シラバス」の記載内容について、指導内容が学習指導要領に即した適切なものであるかを、教務部及び管理職で点検する。

県立高校における「書道」開講状況

番号	学校名	書道Ⅰ			書道Ⅱ			書道Ⅲ		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
1	泊	○	○	○	○	○	○		○	○
2	入善	○	○	○	○	○	○			
3	桜井	○	○	○						
4	新川みどり野	○	○	○	○	○	○			
5	魚津	○	○	○	○	○	○		○	
6	魚津工業	○	○	○						
7	滑川	○	○	○	○	○	○			
8	上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	雄山	○	○	○						
10	中央農業	○	○	○						
11	八尾	○	○	○						
12	富山西	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	富山	○	○	○	○	○	○			
14	富山中部	○	○	○						
15	富山北部	○	○	○						
16	富山工業	○	○	○						
17	富山商業	○	○	○						
18	富山いずみ	○	○	○						
19	富山東	○	○	○	○	○	○			
20	富山南	○	○	○	○	○	○			
21	水橋	○	○	○						
22	呉羽	○	○	○	○	○	○			
23	雄峰	○	○	○	○	○	○			
24	小杉	○	○	○						
25	大門	○	○	○	○	○	○			
26	新湊	○	○	○	○	○	○			
27	高岡	○	○	○						
28	高岡西									
29	高岡工芸									
30	高岡商業									
31	伏木	○	○	○						
32	高岡南	○	○	○	○	○	○			
33	志貴野	○	○	○						
34	福岡	○	○	○	○	○	○			
35	氷見	○	○	○						
36	砺波	○	○	○	○	○	○			
37	砺波工業	○	○	○						
38	南砺福野	○	○	○						
39	南砺平									
40	南砺福光	○	○	○	○	○	○			
41	石動	○	○	○	○	○	○			
42	小矢部園芸	○	○	○						
43	となみ野	○	○	○	○	○	○			
		39	39	39	20	20	20	2	4	3

高等学校学習指導要領

書道 I

■第 10 書道 I

1 目 標

書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。

2 内 容

A 表 現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 漢字仮名交じりの書

- ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。
- イ 漢字と仮名の調和した線質の表し方を習得すること。
- ウ 字形、文字の大きさと全体の構成を工夫すること。
- エ 名筆を生かした表現を理解し、工夫すること。
- オ 目的や用途に即した形式、意図に基づく表現を工夫すること。

(2) 漢字の書

- ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。
- イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。
- ウ 字形の構成を理解し、全体の構成を工夫すること。
- エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。

(3) 仮名の書

- ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。
- イ 古典に基づく基本的な線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。
- ウ 単体、連綿の技法を習得し、全体の構成を工夫すること。
- エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。

B 鑑 賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

- ア 日常生活における書への関心を高め、その効用を理解すること。
- イ 見ることを楽しみ、書の美しさと表現効果を味わい、感じ取ること。
- ウ 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化について理解すること。
- エ 漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容のA及びBの指導に当たっては、相互の関連を図るものとする。
- (2) 内容のAの指導に当たっては、(1)の漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)は楷書及び行書、(3)は平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとし、(2)については、生徒の特性等を考慮し、草書、隷書及び篆書を加えることもできる。
- (3) 内容のAの指導に当たっては、中学校国語科の書写との関連を十分に考慮し、日常生活における目的や用途に応じて、硬筆も取り上げるものとする。
- (4) 内容のAの指導に当たっては、篆刻、刺字等を扱うよう配慮するものとする。また、(2)及び(3)については、臨書及び創作を通して指導するものとする。
- (5) 内容のBの指導に当たっては、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れるようにする。
- (6) 書に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようとする。

高等学校学習指導要領解説 書道 I

● 3 内容

A 表現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 漢字仮名交じりの書

- ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。
- イ 漢字と仮名の調和した線質の表し方を習得すること。
- ウ 字形、文字の大きさと全体の構成を工夫すること。
- エ 名筆を生かした表現を理解し、工夫すること。
- オ 目的や用途に即した形式、意図に基づく表現を工夫すること。

ここでは、「書道I」における「漢字仮名交じりの書」に関する指導事項を示している。

「漢字仮名交じりの書」とは、漢字仮名交じりの詩歌や文章・語句などを書いた書をいう。漢字仮名交じりという日常的な表記を用いるので、芸術的な表現とともに実用的な表現も含まれる。

従前は「(1) 漢字仮名交じりの書」のみを必ず扱うこととし、「(2) 漢字の書」及び「(3) 仮名の書」については、そのいずれかを選択することを可能としていたが、総合的に書に対する理解を深めるために、今回の改訂では、この三分野すべてを扱うこととしている。「(1) 漢字仮名交じりの書」は、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との関連性を踏まえ、また書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野であることに変わりはない。

事項エについては、今回の改訂では、従前「書道II」で「イ 名筆の鑑賞に基づく表現の工夫と個性的な表現」として取り上げていたが、伝統と文化を尊重し、表現の能力を伸ばす観点から、「書道I」に加えたものである。また、事項オについては、従前の「エ 目的や用途に即した形式と表し方」と「オ 意図に基づく表現と構想の工夫」を合わせて「オ 目的や用途に即した形式、意図に基づく表現を工夫すること」としたものである。

高等学校学習指導要領 書道Ⅱ

■第11 書道Ⅱ

1 目標

書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。

2 内容

A 表現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 漢字仮名交じりの書

- ア 意図に即した表現と用具・用材の関係を工夫すること。
- イ 名筆の鑑賞に基づき表現を工夫し、個性的に表現すること。
- ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。
- エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

(2) 漢字の書

- ア 書体や書風に即した用筆・運筆を理解し、工夫すること。
- イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること。
- ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。
- エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

(3) 仮名の書

- ア 書風に即した用筆・運筆を理解し、工夫すること。
- イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること。
- ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。
- エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

- ア 書の美の諸要素を把握し、その表現効果について理解し、感受を深めること。
- イ 書の美と時代、風土、筆者などとのかかわり、その表現方法や形式等について理解を深めること。
- ウ 日本及び中国等の書の歴史・文化と書の現代的意義について理解を深めること。

3 内容の取扱い

- (1) 生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容のAの(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (2) 内容のAの指導に当たっては、(1)の漢字は楷書、行書及び草書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)は楷書、行書、草書、隷書及び篆書、(3)は平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとする。
- (3) 内容のAの指導に当たっては、篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる。また、(2)及び(3)については、臨書及び創作を通して指導するものとする。
- (4) 内容の取扱いに当たっては、「書道Ⅰ」の3の(1)、(5)及び(6)と同様に取り扱うものとする。

高等学校学習指導要領解説 書道Ⅱ

● 4 内容の取扱い

(3) 内容のAの指導に当たっては、^{てん}篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、^{てん}刻字等を加えることもできる。また、(2)及び(3)については、^{てん}臨書及び創作を通して指導するものとする。

^{てん}篆刻及び^{てん}刻字等の取扱いは従前と同様である。^{てん}篆刻については必ず扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、^{てん}刻字等を加えることもできるとしている。

「^{てん}刻字等」の「等」に当たる内容については、「書道Ⅰ」における「内容の取扱い」の(4)に示すとおりであり、工芸的要素を含む多様な立体的表現に対する視点を重視していることを示したものである。

「(2) 漢字の書」及び「(3) 仮名の書」の指導において、^{てん}臨書と創作を通して行うことは「書道Ⅰ」と同様であるが、ここでは個性豊かな表現と鑑賞の能力の向上を目指し、多様な古典に接することにより、^{てん}臨書と創作の関連指導を進めることが大切である。

高等学校学習指導要領

書道Ⅲ

■第12 書道Ⅲ

1 目標

書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書の高める。

2 内容

A 表現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 漢字仮名交じりの書

ア 書の伝統を理解し、現代社会に即した効果的な表現を工夫すること。

イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

(2) 漢字の書

ア 書の伝統を理解し、書体の特色を生かして表現すること。

イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

(3) 仮名の書

ア 書の伝統を理解し、古典の特色を生かして表現すること。

イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 書の美の多様性を理解し、作品の様式美を鑑賞すること。

イ 書論を講読し、書の理解と鑑賞の深化を図ること。

ウ 日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化との関連について理解を深めること。

3 内容の取扱い

(1) 生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容のAの(1)、(2)、(3)又はBのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

(2) 内容のAの(2)及び(3)については、目的に応じて臨書又は創作のいずれかを通して指導することができる。

(3) 内容の取扱いに当たっては、「書道Ⅰ」の3の(5)及び(6)と同様に取り扱うものとする。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 平成 30 年 6 月 4 (月) 13:00 予定
 教育委員会 (教育委員会室)